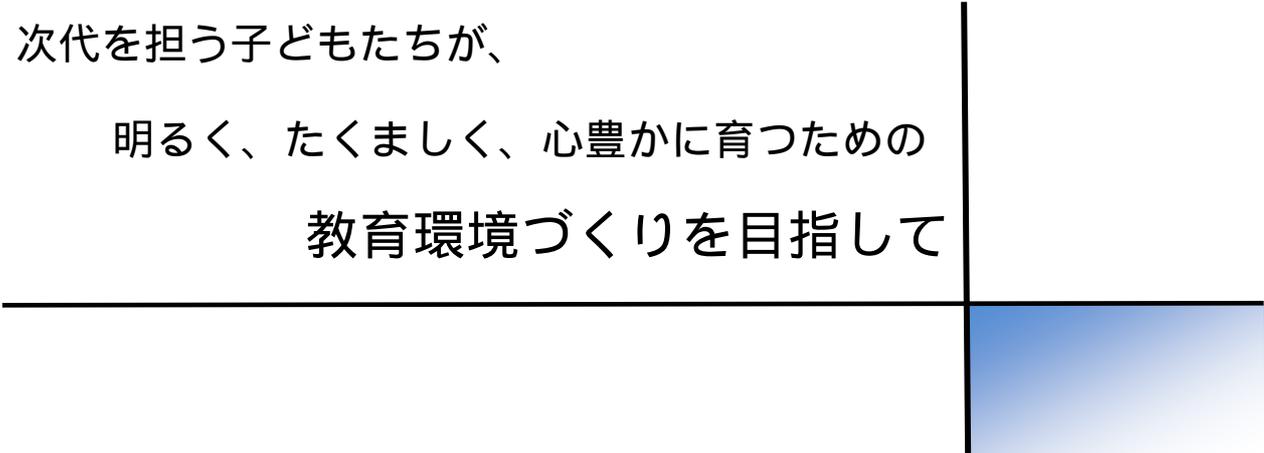


# 河南町立小学校適正配置基本計画 (案)

次代を担う子どもたちが、  
明るく、たくましく、心豊かに育つための  
教育環境づくりを目指して



平成20年5月

河 南 町

# 目 次

## はじめに

### 第1章 小学校の現状と課題

1. 河南町の目指す学校
2. 学校規模の適正化の意義と現行制度
3. 町立小学校の施設の現況及び児童数
4. 将来推計
5. 本町の学校規模からみた課題と学校の小規模化によって懸念する教育面などへの影響

### 第2章 小学校適正配置の基本方針

1. 目 標
2. 計画期間
3. 小学校の適正規模
4. 小学校の適正配置
5. 適正配置の対象校
6. 統合に伴う配慮

### 第3章 町立小学校適正配置計画（第1期分）

1. 計画の概要
2. 適正配置に係る具体的な対応
3. 統合に伴う課題の整理
4. 今後のスケジュール

## はじめに

学校は、一定規模の集団で学習や生活する中で、子どもたちに「豊かな心」、「確かな学力」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、心豊かでたくましい人間の育成を目指す場である。学校には多様な子どもが在学しており、集団での活動や友だちとのかかわりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験をとおして、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができる。

しかしながら、本町の小学校では、近年の少子化の影響などから、児童数の減少がみられ、それに伴う学校の小規模化が懸念されている。集団の規模が小さくなると集団教育の良さが生かされにくくなり、また、学校の教職員などの配置数が減り、学校運営面や児童の教育指導面に与える影響は極めて大きいものと考えられる。

地域のみならず河南町の将来、ひいては日本の未来を担う子どもたちの秘めた可能性を开花させることや、「自主性・自立性」を基調としての「生きる力」を育むという観点から見たとき、現状のままで本当によいのか、多くの教育関係者や保護者の方が問題意識を持たれており、町としても時代の変化への的確な対応が求められている。

そこで、次代を担う子どもたちの未来像を見つめ、より良い教育環境と効果的な学校教育の実現に向けた本町小学校の適正規模や適正配置について検討するため、町教育委員会では、平成19年5月に、町議会の代表者、学識経験者、学校関係者、住民代表等から構成される「河南町小学校問題審議会」を設置し、5回の審議を経て、平成19年11月に答申を受けた。この答申を受け教育委員会においては、更に小学校の適正規模及び適正配置について議論を重ね、町立小学校の大半が小規模化しているため、個々の学校について個別に検討するのではなく、町立小学校全体の問題として考えるものとし、適正規模、適正配置についての基本方針をまとめられたところである。

この基本方針では、本町の児童数や学級数の現況と推移を踏まえ、小学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方がまとめられている。

町としても、重要な課題としてこの基本方針を踏まえ「次代を担う子どもたちが、明るく、たくましく、心豊かに育つための教育環境づくり」を目標に掲げ、より良い教育条件、教育環境と安全で安心して学べる学校を整備するため、小学校の適正配置についての基本計画を策定する。

平成20年5月

河南町長 武田 勝玄

# 第1章 小学校の現状と課題

## 第1章 小学校の現状と課題

### 1. 河南町の目指す学校

#### 河南町の学校教育

今日の教育では、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、子どもたちに、自ら学び、考え、行動し、よりよく問題を解決するために必要な資質や能力などの「確かな学力」、生命や人権を尊重する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」等、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい人を育てることが大切であると考えます。

本町の小学校においては、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、一人一人の良さや可能性を伸ばし、「人間力」の向上を図ることを目指して、次のような教育に取り組んでいます。

生命の尊重、正義感、規範意識、自らを律し他人を思いやる心や感動する心、倫理観、郷土や国を愛するなど、豊かな心を育てる。

基礎基本の着実な定着を図り、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力などの確かな学力の育成を図る。

健康3原則（食事、休養・睡眠、運動）の理念に基づき、健康や体力の向上に関心を持ち、たくましく生きようとする態度を育てる。

こころの再生府民運動の「5つのこころ」、「7つのアクション」を学校・地域の実情を踏まえ、趣旨に沿った実践的な取り組みを進める。

学校内外における児童・生徒の安全・安心な居場所づくりに努める。特に通学時等の安全確保についての体制整備に努める。

### 2. 学校規模の適正化の意義と現行制度

学校規模の適正化に取り組む意義、また、学校の規模や配置を考える際に前提となる現行制度は、次のとおりである。

#### 学校規模の適正化の意義

学校は、確かな学力を身につけさせる場であるとともに多様な考えや体験を持つ児童が集団を通して切磋琢磨しながら社会性を培う場でもあり、また、その機会を与えるという役割を持っている。

したがって、効果的な教育活動を展開するためには、教科などの学習はもとより、運動会、学芸会等の学校行事やクラブ活動等においても一定規模の集団を確保する必要がある。

児童の個性を伸ばすとともに、社会性を育て、生きる力を身に付けるためには、学習や生活の場として望ましい学校規模(=適正規模)を実現することが必要である。

#### 学校規模等に係る現行制度

##### 学級編制の指標

学級編制(\*1)は、同学年の児童により、1学級40人以下で編制することを原則としている。なお、大阪府では、第1、2学年を1学級35人以下で編成している。また、複式学級(\*2)の編制基準は小学校16人(第1学年の児童を含む学級は8人)である。

これらは、実際に学級編制を行う際の1学級当たりの上限の数を意味している。

##### 通学区域制度

学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において、当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定されている。

町教育委員会は、これを受けて、通学距離・通学時間、河川や主要道路などの地理的条件、歴史的条件などの地域との関係等を踏まえ、通学区域を定め、就学すべき学校の指定を行っている。

##### 学校規模

学校規模については、学校教育法施行規則第17条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」とある。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条で、これを「適正な規模(\*3)」としている。

- \*1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項より。また、学級編制の基準は、国の法律が定める児童数を標準にして定めてきたが、現在は、児童の実態を考慮して必要な場合に、国の標準を下回る数を定めることができるようになった。
- \*2 複式学級：数学年の児童からなる学級。小学校設置基準で特別の事情があるときは数学年の児童を1学級に編制することができる」とされている。
- \*3 旧文部省助成課資料の「これからの学校施設づくり(昭和59年)」では、次のとおり学級数に基づき学校規模を5段階に分類している。

学級数	学校規模
1～5	過小規模
6～11	小規模
12～18	適正規模
19～30	大規模
31以上	過大規模

### 3. 町立小学校の施設の現況及び児童数

#### 町立小学校の施設の現況

昭和 31 年 9 月、四力村が合併して河南町が発足し、旧各村の村政が町制へと引き継がれるとともに、教育の分野でも、旧各村に 1 校ずつ設置されていた小学校が町立として 4 校が引き継がれた。

新制河南町においても、旧各村が将来の郷土を担う人材育成のために教育にかけてきた情熱を継承し、「教育の充実」を最重要施策と位置付け、昭和 42 年より「町立小学校校舎鉄筋化計画」を推進し、昭和 48 年までの 8 年間に全ての校舎が改築されこの事業の完成をみた。

また、この間、大宝住宅団地の入居にあわせて昭和 47 年 3 月には大宝小学校を新設し、これにより、町立小学校は旧各村から引き継いだ 4 つの学校に加え、5 校となった。

一方、河内校区内において昭和 60 年よりさくら坂住宅団地の開発が進められた。当時河内小学校は、児童数 60 人の小規模校で、校舎・校地面積も他の学校と比べ狭小であったことから、さくら坂地内に新たに校地を求め、平成 2 年 4 月に新設・移転した。

このような変遷を経て、各小学校の施設の現況は、次の表 1 のとおりとなっている。

表 1 学校の施設現況（平成19年5月現在）

名 称	石川小学校	白木小学校	河内小学校	中村小学校	大宝小学校	
敷 地 面 積	8,484 m <sup>2</sup>	14,566 m <sup>2</sup>	22,300 m <sup>2</sup>	10,714 m <sup>2</sup>	18,592 m <sup>2</sup>	
建 物 (校 舎)	全建物面積	1,824 m <sup>2</sup>	2,968 m <sup>2</sup>	4,109 m <sup>2</sup>	3,145 m <sup>2</sup>	4,112 m <sup>2</sup>
	主校舎構造	R 造 2 F	R 造 3 F 他	R 造 3 F	R 造 2 F 他	R 造 3 F
	主校舎建築年	昭和 46 年他	昭和 47 年他	平成 2 年	昭和 47 年他	昭和 47 年他
普通教室数	6	10	13	12 (6)	18	
屋内運動場	321 m <sup>2</sup>	328 m <sup>2</sup>	936 m <sup>2</sup>	418 m <sup>2</sup>	795 m <sup>2</sup>	
屋外運動場	3,362 m <sup>2</sup>	5,515 m <sup>2</sup>	4,877 m <sup>2</sup>	4,517 m <sup>2</sup>	11,938 m <sup>2</sup>	
プ ー ル	1,050 m <sup>2</sup>	1,386 m <sup>2</sup>	1,232 m <sup>2</sup>	1,228 m <sup>2</sup>	2,036 m <sup>2</sup>	

・ R：鉄筋コンクリート

・ 中村小学校の普通教室数のうち 6 教室は、使用を中止している

小学校の校舎は何回かにわたって増築されているが、校舎の主要部分は、5 校のうち平成 2 年建築の河内小学校を除く 4 校は、概ね建築後 32～35 年が経過しており、大規模改修の時期が来ている。また、河内小学校についても建築後 18 年が経過しており、今後、計画的なメンテナンスが必要であ

る。

また、年次的に進めている耐震診断、耐震工事については、年次的に校舎優先で進めている。平成 19 年度までに白木小学校、石川小学校が完了し、平成 20 年度には大宝小学校が完了する。

中村小学校については、平成 20 年度で特別教室棟の耐震工事を実施する。なお、平成 18 年度実施の耐震診断により、普通教室棟で、2 階部分のコンクリート強度が基準値を下回っているとの報告を受け、緊急的措置として、当該教室の使用を中止している。現在、その対策に向けた調査検討を進めており、検討結果をもって、その対策を講じるものとする。

また、屋内運動場（体育館）については、新耐震基準により建築した河内小学校を除く 4 校全てで耐震診断が未実施であり、統合事業を勘案しつつ引き続き実施していく予定である。

学校施設は、最低 60 年は使用することになるため、計画的な保全管理が必要である。統合の基幹校となる学校にあっては、施設改修を進め、可能な限り充実した施設としていく。

#### 4. 将来推計

本町の人口、児童数、学級数、学校規模ごとの学校数の将来推計は、次のとおりである。

なお、児童数、学級数は、普通学級のみを対象としている。

本町の人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の年齢（3区分）別人口の将来推計の資料によると、今後も全国的に人口の減少傾向がつづき、児童数についてもさらに減少すると思われる。（表2参照）

本町の総人口は、今後数年間は新たな大規模住宅地等の開発の実現性が少ないことから横ばいないしは微減が予想されるが、少子高齢化傾向により、年少人口は年々減少していくものと思われる。

表2 少子化の現状と見通し

年齢（3区分）別 年少（0～14歳）人口割合の将来推計2005～2035年

（単位 %）

都道府県	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
全国	13.8	13.0	11.8	10.8	10.0	9.7	9.5
大阪	13.8	13.1	11.8	10.6	9.8	9.6	9.5

（出典 国立社会保障・人口問題研究所）

児童数及び学級数の将来推計

児童数の推移

児童数は昭和 54 年度の 1,437 人をピークに減少し、平成 5 年度には 869 人となったが、住宅開発により平成 10 年度には 1,057 人にまで回復した。その後、再び減少傾向に転じ、平成 19 年度では、児童数が 1,011 人とな

っている。一方、学校数は昭和 47 年度に 5 校になってから、そのままの数を維持しつづけている。

住宅開発による一時的な増が見込まれるものの、全体として児童数は漸減し、平成 25 年度には現在の児童数の 8 割程度になると予測される。しかしながら、これには学校差があり、白木小学校は 4 割以上、中村小学校にあっては、2 割以上減少する。

#### 1 校あたりの学級数

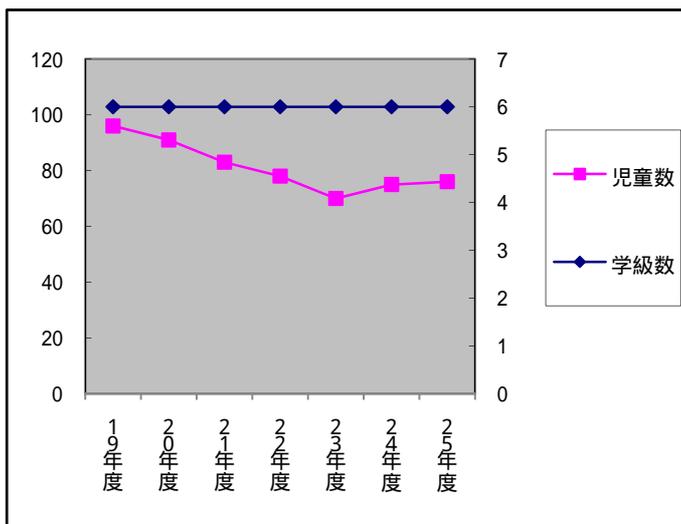
学校教育法施行規則では学校の標準規模は概ね 12～18 学級とされているが、平成 19 年度ではこれを下回る学校が 4 校と全体の 8 割を占めている。そのうち 6 学級の学校が 2 校、8 学級の学校が 1 校、11 学級の学校が 1 校ある。

今後も大きな社会情勢の変化がなければ、単学級化が進み、平成 25 年度では全ての学校が 12 学級以下の小規模校となり、その数年後には、このうち河内小学校を除く 4 校全ての学年で単学級になり、しかもその大部分が 20 名以下の小規模学級になると予想される。(表 3 参照)

表 3 児童数及び学級数の推計(養護学級除く) H19.12.10現在推計

#### 3-1 石川小学校

石川小学校	児童数								学級数							
	単位:人								単位:学級							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		
19年度	14	15	18	17	15	17	96	1	1	1	1	1	1	6		
20年度	11	15	15	18	17	15	91	1	1	1	1	1	1	6		
21年度	7	11	15	15	18	17	83	1	1	1	1	1	1	6		
22年度	12	7	11	15	15	18	78	1	1	1	1	1	1	6		
23年度	10	12	7	11	15	15	70	1	1	1	1	1	1	6		
24年度	20	10	12	7	11	15	75	1	1	1	1	1	1	6		
25年度	16	20	10	12	7	11	76	1	1	1	1	1	1	6		

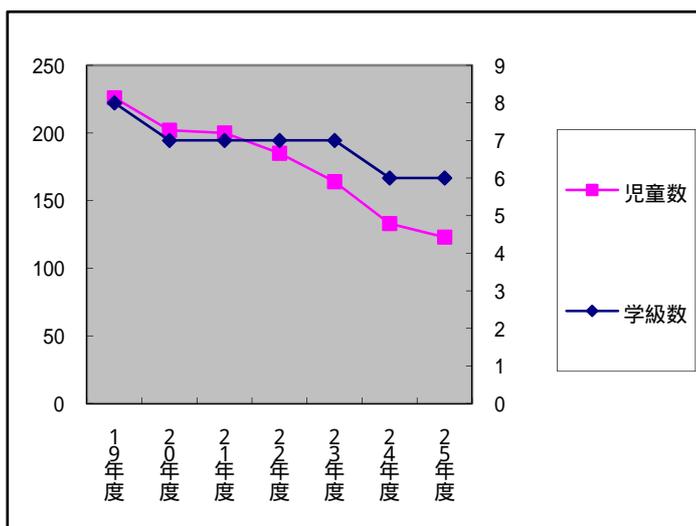


#### 石川小学校

平成 19 年度 96 人、6 学級から平成 25 年度 76 人、6 学級と、児童数が減少し、全ての学年で 20 人以下となる。

### 3 - 2 白木小学校

白木小学校	児童数							単位:人		学級数						単位:学級	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	35	40	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
	19年度	27	45	38	38	31	47	226	1	2	1	1	1	1	1	2	8
20年度	25	27	44	38	37	31	202	1	1	2	1	1	1	1	1	7	
21年度	29	25	27	44	38	37	200	1	1	1	2	1	1	1	7		
22年度	22	29	25	27	44	38	185	1	1	1	1	2	1	1	7		
23年度	17	22	29	25	27	44	164	1	1	1	1	1	1	2	7		
24年度	13	17	22	29	25	27	133	1	1	1	1	1	1	1	6		
25年度	17	13	17	22	29	25	123	1	1	1	1	1	1	1	6		

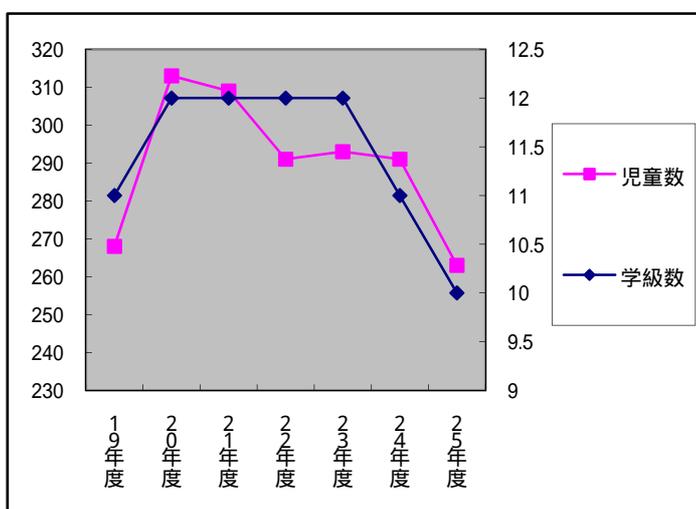


白木小学校

平成19年度226人、8学級から平成25年度123人、6学級と、児童数学級ともに減少する。

### 3 - 3 河内小学校

河内小学校	児童数							単位:人		学級数						単位:学級	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	35	40	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
	19年度	51	39	41	48	50	39	268	2	2	2	2	2	2	1	11	
20年度	48	58	46	48	57	56	313	2	2	2	2	2	2	2	12		
21年度	52	48	58	46	48	57	309	2	2	2	2	2	2	2	12		
22年度	39	52	48	58	46	48	291	2	2	2	2	2	2	2	12		
23年度	50	39	52	48	58	46	293	2	2	2	2	2	2	2	12		
24年度	44	50	39	52	48	58	291	2	2	1	2	2	2	2	11		
25年度	30	44	50	39	52	48	263	1	2	2	1	2	2	2	10		

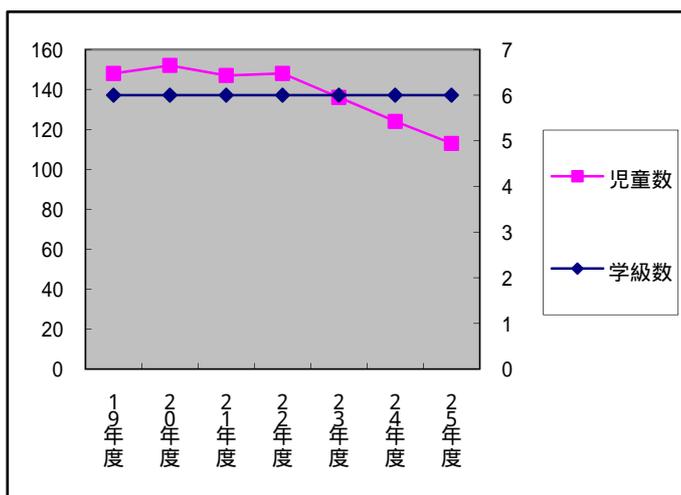


河内小学校

平成19年度268人、11学級から平成25年度263人、10学級と、校区内の大規模住宅開発の影響で、一時的に児童数学級ともに微増するも、平成22年度以降から減少し、平成24年度から12学級未満となり小規模校となる。

### 3 - 4 中村小学校

中村小学校	児童数								学級数							
	単位:人								単位:学級							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	35	40	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
19年度	25	26	26	24	25	22	148	1	1	1	1	1	1	1	6	
20年度	22	25	28	26	25	26	152	1	1	1	1	1	1	1	6	
21年度	21	22	25	28	26	25	147	1	1	1	1	1	1	1	6	
22年度	26	21	22	25	28	26	148	1	1	1	1	1	1	1	6	
23年度	14	26	21	22	25	28	136	1	1	1	1	1	1	1	6	
24年度	16	14	26	21	22	25	124	1	1	1	1	1	1	1	6	
25年度	14	16	14	26	21	22	113	1	1	1	1	1	1	1	6	

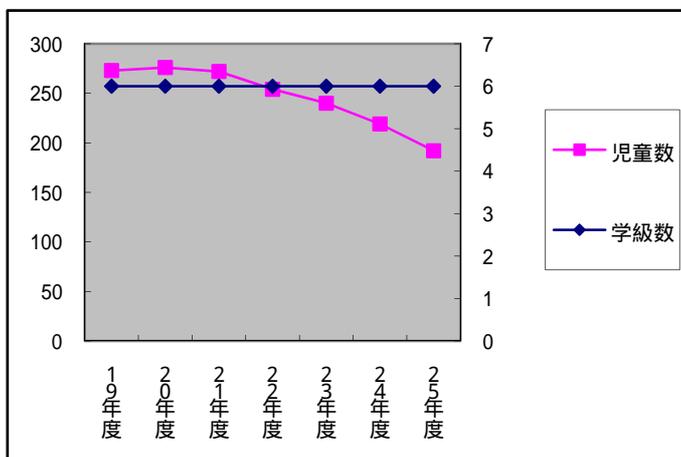


#### 中村小学校

平成19年度148人、6学級から平成25年度113人、6学級と、児童数が減少し、平成23年以降で15人以下の学年も発生する。

### 3 - 5 大宝小学校

大宝小学校	児童数								学級数							
	単位:人								単位:学級							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	35	40	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
19年度	46	42	47	45	47	46	273	2	2	2	2	2	2	2	12	
20年度	42	46	46	48	47	47	276	2	2	2	2	2	2	2	12	
21年度	43	42	46	46	48	47	272	2	2	2	2	2	2	2	12	
22年度	29	43	42	46	46	48	254	1	2	2	2	2	2	2	11	
23年度	34	29	43	42	46	46	240	1	1	2	2	2	2	2	10	
24年度	25	34	29	43	42	46	219	1	1	1	2	2	2	2	9	
25年度	19	25	34	29	43	42	192	1	1	1	1	2	2	2	8	



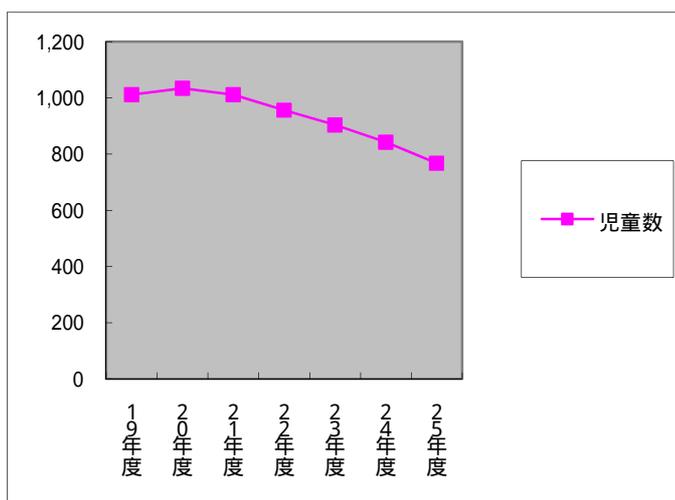
#### 大宝小学校

平成19年度273人、12学級から平成25年度192人、8学級と、児童数と学級数ともに減少する。平成22年以降から12学級未満となり小規模校となる。

### 3 - 6 全体

(単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
全体	19年度	163	167	170	172	168	1,011
	20年度	148	171	179	178	183	1,034
	21年度	152	148	171	179	178	1,011
	22年度	128	152	148	171	179	956
	23年度	125	128	152	148	171	903
	24年度	118	125	128	152	148	842
	25年度	96	118	125	128	152	148



#### 全体

平成19年度の1,011人から一時的には大規模住宅地開発の影響で微増するも、平成25年度の767人と約24%減少する。

#### 統合にあたっての手順及び配慮

学校には歴史的経緯があり、地域のシンボル・財産として多くの地域住民から親しまれていることを踏まえると、統合は、当該学校のみならず、周辺地域に大きな影響を与えることになる。

統合後の新しい学校は、統合される前の各学校の歴史・伝統や地域の関わりをできるだけ承継する。統合された学校は、脈々と受け継がれてきたこれまでの歴史を可能な限り配慮していく。

具体的には、新たな学校として統合する場合、校名や特色、学校指定品の扱いなど、細部にわたって、見直ししなければならないと考えられることから、関係者や地域住民の参加のもと、こうしたことについて学校統合委員会等を設置し検討を行っていく。

#### 学校規模ごとの学校数の将来推計

学校規模ごとの学校数の将来推計は表4のようになっている。

平成20年度と平成25年度を比較すると、適正規模校は2校から0に推移し、小規模校は、3校から全小学校の5校となると推測する。

なお、この期間において、6学級未満となる過小規模校は、生じないと推測する。

また、大規模校、過大規模校は生じない。

表4 学校規模ごとの学校数の将来推計

学校規模	学級数 学級	平成20年度	平成25年度
過小規模校	1～5	0	0
小規模校	6～11	3校 石川、白木、中村	5校 石川、白木、河内、中村、大宝
適正規模校	12～18	2校 河内、大宝	0
大規模校	19～30	0	0
過大規模校	31以上	0	0

(学校規模は旧文部省助成課資料の「これからの学校施設づくり(昭和59年)」における分類による。)

## 5. 本町の学校規模からみた課題と学校の小規模化によって懸念する教育面などへの影響

学校規模からみた課題と学校の小規模化によって懸念する教育面などへの影響等を整理すると次のようになる。

### 学校規模からみた課題

今後5年間の将来推計を踏まえると、過大規模校、大規模校も存在せず、基本的には過大規模校・大規模校の課題は発生しない。

今後5年間では、過小規模校に至る小学校は発生しないと推測されるが、1学年10数人あるいは10人以下の小学校が発生すると推測され、豊かな人間性や社会性を培うためには、一定以上の規模が望まれる。

全ての小学校において小規模校となり、今後ともに児童数、学級数が減少傾向にあることを踏まえると、過小規模校と類似の課題も潜在している。

### 学校の小規模化によって懸念する教育面などへの影響

#### 児童の指導上

- ・ 集団規模が小さいため、社会性を培う上での影響。
- ・ 学校行事(運動会や学芸会等)における集団活動への影響。
- ・ 人間関係が固定化されることにより、多様なものの見方、考え方を学び、新しい人間関係等を創り上げることへの影響。
- ・ クラブ活動への影響。
- ・ 話し合いの場やグループ活動等への影響。(学級人数が少ないため、意見の多様性に乏しく、学習内容の深まりや広がり欠ける等。)
- ・ サッカー、バレーボール等体育での球技や、音楽での合唱、合奏など、学習面への影響。

#### 教職員配置等

- ・ 学校が小規模化すれば教職員も少なくなり、教職員同士の共同研究や教員相互の連携等への影響
- ・ 教職員に対する負担の増加等の影響。
- ・ 不審者侵入や地震等自然災害発生への危機管理上の影響。

#### 学校と地域社会の関係

学校は、地域社会と密接に結びついている。その結びつきは、町会・自治会との関係、社会教育との関係、学校教育への地域の人材活用、防災活動拠点としての学校など、多岐にわたっている。こうした学校と地域社会とのこれまでの多様な結びつきをさらに発展させるためにも、学校を地域コミュニティの核としていくことが期待されている。

しかしながら、学校が小規模化するにつれ、保護者の数も減少し、子どもたちを核としたコミュニティにも影響が生じる。

## **第2章 小学校適正配置の基本方針**

## 第2章 小学校適正配置の基本方針

### 1. 目標

次代を担う子どもたちが、明るく、たくましく、心豊かに育つための教育環境づくりのために、適正規模・適正配置を目指し、段階的に小学校の統合を行い、将来的には2校とする。

### 2. 計画期間

計画期間は、原則として平成20年度から平成29年度の10年間とする。

なお、平成22年度までを第1期、平成23年度以降を第2期とし、第1期において早期小規模解消対象校を重点的に行うものとする。

第2期以降についても、国・府の教育制度、施設の状況及び児童数の推移などを見据え、継続的に検討を重ね、計画的に整備を進める。

ただし、当該期間においても、諸情勢の変化に機敏に対応していく必要がある場合は、適宜計画の適正化を図るものとする。

### 3. 小学校の適正規模

学校の小規模校化によって懸念する教育面への影響等を踏まえ、児童の指導面、学校運営面等から、小学校の適正規模の基本的な考え方は次のとおりとなる。

#### 適正規模の基本的な考え方

学校教育は、子どもたちが知識を得るだけでなく集団での活動を通して心や体も成長していく。社会が様々な個人や集団から構成されており、いずれ子どもたちは、そのような社会に出て行かなければならないことを考えると、ある程度の集団規模がないと、良好な子どもたちの教育環境とは言えず、健全な人間形成を行うことが難しい。

また、配置される教職員数が少なくなり相互に協力したり研鑽する余裕が持てない。

子どもたちは、集団の中で高めあい、社会性を身につけていく必要があり、体験的な学習を重視し、コミュニケーション能力を高め、体力を向上させるためには、多様な子ども同士のふれあいや社会性を身につける一定の集団規模や学級数を確保することが望まれる。

集団による教育の充実及び教育指導面と学校運営組織の充実を図り、河南町が目指すべき学校教育を進めるためには、学校の再編を行う必要がある。

#### 児童の指導面

- ・ 学校は、多様な考え方を持つ児童が出会い、その中で、協調性、社会性を培いながら、望ましい人間関係を築いていくことができるような規模が必要である。
- ・ 児童の潜在的な能力を引き出すためには、児童が複数の教員と関われ

るようになることが望ましい。

- ・ 児童にとっては、クラス替えをすることにより、人間関係に変化をもたらし、その過程を通して新しい成長の機会が得られることが望ましい。
- ・ 多様なクラブ・部活動を行うためには、一定の児童数を確保することが望ましい。

#### 学校運営面

- ・ 教育効果を高めていくためには、同学年や同教科の教員が互いに指導方法等を研究、協議できる一定の教員数を確保する必要がある。

#### 河南町における小学校の適正規模

小学校問題審議会からの答申及び町教育委員会からの適正規模、適正配置についての基本方針を尊重し、河南町における小学校の適正規模は、概ね12学級から18学級とし、1学級の規模については、現行の40人学級（1、2年は35人学級）とする。

1 学年	1 学級
2 ~ 3 学級	20人 ~ 40人 (18人 ~ 35人)

( )内は、第1、2学年

## 4 . 小学校の適正配置

国・府の教育制度、施設の状況及び児童数、学級数の将来推計を見据え、かつ、小学校の適正規模の基本的な考え方に基づき、小学校の適正配置の基本方針を次のとおり定める。

#### 小学校の適正配置の方法

小学校の適正配置の具体的な方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統合」の2通りがある。

本町の現状を踏まえると、学校数に比して児童数そのものが少ないため、通学区域の変更だけでは限界があることから、本計画の策定に当たっては、学校の統合について検討することとする。

#### 適正配置の基本方針

学校規模の推移からすると、平成24年には5校全ての学校が、小規模校になると予測される。

町教育委員会からも、このような状況を踏まえ、将来的には2校とすることが望ましいとの方針が示されており、全ての学校を適正配置の対象校とすることとする。

しかしながら、一斉に町内全ての地域について学校の適正配置を図ることはさまざまな課題（教員配置計画、財政的な問題、時間的な問題等）があり極めて難しい。よって、国・府の教育制度、また施設等の状況などを踏まえた総合的な観点から、段階的に統合を進めていくこととする。

特に小規模校の中でも、児童数がさらに減少し、全ての学年において単学

級となり、1学級20人未満となる学年が複数以上になる学校は、地理的、歴史的条件を勘案し、近隣の学校と合わせて適正配置について検討を行うものとする。

なお、適正配置にあたっては次の5点に留意し検討していくものとする。

原則として、徒歩圏内を想定した統合を検討するものとする。

なお、通学距離・通学時間を考慮し、状況に応じて、通学手段の確保など通学支援策を講ずるものとする。

適正配置に取り組む優先順位は、小規模校の中でも、全学年が単学級で1学級の児童数が20人未満となる学校の適正配置に最優先で取り組むものとする。

適正配置に当たっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情に十分配慮し、緊急性を見定め、慎重に行うことが望ましく、児童数や学級数の将来推計、学校の小規模化に伴う課題等について、保護者、地域住民等へ十分に説明を行い、学校の適正配置の必要性について、共通理解と協力を得て進めていくものとする。

統合によって生ずる建物や土地は、貴重な財産として、地域住民のニーズ等を踏まえ、幅広い視点で有効活用を検討していくものとする。

統合に当たっては、既存小学校の校地校舎を活用し、新たな学校づくりとの観点で新設とする。また、新設校の校名、校歌や特色ある校風を統合校総意により造るものとし、閉校となる学校の特色ある教育活動については、新設校の教育の中で生かしていくことを配慮していく。

## 5. 適正配置の対象校

計画期間における学校規模の推移から、5校の学校が全て小規模校となることが見込まれるため、5校全ての学校を統合対象校と位置付ける。

このうち、石川小学校については、全学年が単学級で、1学級の児童数がすべて20人未満と最も小規模な学校であり、教育環境面での早期対策が必要であると考えられる。

石川小学校は、大ヶ塚尋常小学校を経て昭和22年に石川小学校と改称、昭和33年に現校地に移転、創立136年を迎えている歴史のある学校で、昭和62年に周辺部が市街化区域に編入されたことにより、児童数の増加も期待されたが、それ以上に少子化の影響が大きかったものと思われる。

よって、第1期においては、小規模校から過小規模校になりつつあり、この状況が将来的にも継続していくことが予測される石川小学校を早期小規模解消対象校とする。

## 6. 統合に伴う配慮

### 跡地の取り扱い

#### 跡地の利用についての基本方針

これまでの学校は地域活動の拠点として、また心の拠り所としての機能を有している。それらを踏まえて、跡地の活用を考える。

また、学校には、国から補助金を受けて整備をした施設がいくつかある。その補助を受けて整備した施設で、国の定める処分制限期間が経過していない場合は、廃校にすると学校用途でなくなるため、国に補助金を返納するが生じる。しかし、一定の公共用・公用施設へ転用する場合は、国に補助金の返納を不要とする取扱がある。＜公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（平成19年3月28日付け18文科施第601号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）＞

これらを勘案して、教育、福祉、防災等の観点から公共的施設として活用する方向で、引き続き検討していく。

#### 統合する学校の歴史と伝統の取り扱い

学校には歴史的経緯があり、地域のシンボル・財産として多くの地域住民から親しまれていることを踏まえると、統合は、当該学校のみならず、周辺地域に大きな影響を与えることになる。

統合後の新しい学校は、各学校の歴史・伝統や地域の関わりを残してできるだけ承継する。学校は統合されても、これまでの歴史は脈々と受け継がれていくように配慮する。

学校を統合して、新たな学校とする場合、校名や特色、学校指定品の扱いなど、細部にわたって詰めなければならない課題も多くある。これらのことから、統合は、関係者や地域住民の参加のもと、学校統合委員会等を設置し検討を行っていく。

統合した学校の歴史と伝統を後世に伝え、残すために、次のような措置を講ずるものとする。

- ・ 統合した学校の歴史と伝統をまとめた記念誌等を作成する。
- ・ 閉校となる学校の閉校式を実施する。
- ・ 統合した学校の歴史と伝統の保存コーナーを新設校に設置し、各学校の校旗、校章、思い出の品等（各種大会等でのトロフィー、賞状等）を保存し、展示する。

### **第3章 町立小学校適正配置計画（第1期分）**

### 第3章 町立小学校適正配置計画（第1期分）

第1期分は「河南町立小学校適正配置基本方針」に基づき、早期小規模解消対象校を重点的に適正配置に向け計画を行う。

#### 1. 計画の概要

統合の時期

平成22年4月を目標とする。

事業期間

平成20年度から平成22年度とする。

なお、関連する整備工事は継続事業とする。

統合対象校

石川小学校と大宝小学校とする。

#### 2. 適正配置に係る具体的な対応

適正配置の方法として、近隣の小学校との統合を検討する。

適正配置の対象のうち早期小規模解消対象校となる石川小学校の近隣の学校は、大宝小学校、白木小学校及び中村小学校の3校がある。

これら3校との位置関係をみると、直線距離で大宝小学校までは1.5km、白木小学校までは2.8km、中村小学校までは3.3kmとなっており、大宝小学校が一番近い位置にある。また、大宝小学校は、石川地域で開発された大規模住宅地に伴い昭和47年に新設開校し、創立35年を迎えているが、保有教室の余裕もある。さらに、当小学校が整備されるまでの間、石川小学校に通学していたという地域のつながりからしても、大宝小学校と統合するのが最も適している。

したがって、石川小学校と大宝小学校を統合することとし、校地校舎については施設的に許容量の高い大宝小学校を使用し、新たな小学校を設置する。

#### 3. 統合に伴う課題の整理

統合後の新設校に使用する学校施設の整備

大宝小学校の校地校舎を使用し、施設の整備は、統合に必要な整備とする。

また、大規模改修工事は、優先的に行う。

通学区域及び通学方式

現在の石川小学校区及び大宝小学校区を新しい学校の通学区域とする。この結果、直線で最も長い距離で約1.8km、実際の通学ルートにおいても、最も遠い距離で2.4km程度となる。このため、通学方式は、これまでどおり徒歩での通学を基本とする。

また、通学路の変更に伴う登下校時の安全の確保については、地域と協議の上、地域の安全体制の確立を図るものとする。

### 統合の時期

統合の対象になった学校において、教育行政の面から実際に統合が行われるまでは、数年を要する。この期間は、統合の対象となった学校において、互いの交流を進め、統合を円滑に行う工夫をしていく。

また、教職員の配置など大阪府教育委員会との調整や、新設校として活用する学校の耐震化、大規模改修工事などの施設整備を、財政状況を踏まえ計画的に行う必要がある。こうした観点からも、統合に要する期間は、概ね2年を想定する。

また、この期間、各学校では子どもたちが引き続き充実した学校生活を送れるよう配慮し、新入生が少なくなっても、統合が行われるまで学級を維持し、充実した教育が受けられるよう努める。

したがって、平成22年3月末に石川小学校及び大宝小学校を閉校し、同年4月に新しい学校を開設する。

### 統合後の新しい学校の規模

石川小学校と大宝小学校をあわせて、統合時には、児童数332人、学級数12と推計される。

## 4. 今後のスケジュール

統合に向けてのスケジュールは次のとおりである。

### 住民等への周知

保護者・地区長・地域住民等への説明

適正配置基本方針、計画策定に向けた保護者・地域住民等との意見交換

平成20年6月～7月

適正配置基本方針、計画をもって、実施に向けた説明会

平成20年8月から

### 統合に向けた施設整備

大宝小学校校舎関係

- ・ 耐震工事 平成20年6月～平成20年9月
  - ・ 大規模改修の実施設計 平成20年7月～平成21年3月
  - ・ 大宝小学校校舎大規模改修工事
    - 第1期工事 平成21年4月～平成22年3月
    - 第2期工事 平成22年4月～平成23年3月
- 大宝小学校屋内運動場（体育館）の耐震化

### 学校関係行事

石川小学校・大宝小学校における統合協議会の設置及び協議

平成20年9月～平成22年3月（閉校式をもって解散）

石川小学校・大宝小学校 閉校式 平成22年3月

新設校 開校式 平成22年4月